

議第 1 4 8 号

呉市水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について
 呉市水道事業給水条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(呉市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 呉市水道事業給水条例 (昭和 3 5 年呉市条例第 1 0 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(料金)</p> <p>第 3 1 条 料金は、次の表により算定した基本料金及び従量料金の合計額に <u>1 0 0 分の 1 0 8</u> を乗じて得た額とする。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div>	<p>(料金)</p> <p>第 3 1 条 料金は、次の表により算定した基本料金及び従量料金の合計額に <u>1 0 0 分の 1 1 0</u> を乗じて得た額とする。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div>
<p>備考 略</p> <p>(夜間給水料金)</p> <p>第 3 1 条の 2 管理者の指定する自記記録メータを設置する者が、当該自記記録メータを経て午後 9 時から翌日午前 5 時までの間において受水する水量に対する 1 月当たりの料金は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる料率で算定した額の合計額 <u>に 1 0 0 分の 1 0 8</u> を乗じて得た金額とする。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p>	<p>備考 略</p> <p>(夜間給水料金)</p> <p>第 3 1 条の 2 管理者の指定する自記記録メータを設置する者が、当該自記記録メータを経て午後 9 時から翌日午前 5 時までの間において受水する水量に対する 1 月当たりの料金は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる料率で算定した額の合計額 <u>に 1 0 0 分の 1 1 0</u> を乗じて得た金額とする。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p>
<p>2 略</p> <p>(分担金)</p> <p>第 3 8 条の 2 分担金は、次の表に定める額 <u>に 1 0 0 分の 1 0 8</u> を乗じて得た金額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div>	<p>2 略</p> <p>(分担金)</p> <p>第 3 8 条の 2 分担金は、次の表に定める額 <u>に 1 0 0 分の 1 1 0</u> を乗じて得た金額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>

(呉市工業用水道事業給水条例の一部改正)

第 2 条 呉市工業用水道事業給水条例 (昭和 3 7 年呉市条例第 7 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(料金)</p> <p>第29条 工業用水道料金（以下「料金」という。）は、基本料金及び超過料金とし、それぞれ次に掲げる料率で算定した額の合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(料金)</p> <p>第29条 工業用水道料金（以下「料金」という。）は、基本料金及び超過料金とし、それぞれ次に掲げる料率で算定した額の合計額に<u>100分の110</u>を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p>

(呉市下水道条例の一部改正)

第3条 呉市下水道条例（昭和37年呉市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第12条 1月当たりの使用料の額は、使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、次の表に定める基本使用料と従量使用料との合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto; text-align: center;">略</div> <p>2 略</p>	<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第12条 1月当たりの使用料の額は、使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、次の表に定める基本使用料と従量使用料との合計額に<u>100分の110</u>を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto; text-align: center;">略</div> <p>2 略</p>

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年10月1日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している水道の使用で、施行日から同月31日までの間に水道料金（以下この項において「料金」という。）の支払を受ける権利が確定するものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をい

う。以下この項において同じ。) から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。) については、なお従前の例による。

- 3 施行日前から継続して供給している工業用水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に工業用水道料金（以下この項において「料金」という。）の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、なお従前の例による。
- 4 施行日前から継続して公共下水道を使用している者に係る下水道使用料（以下この項において「使用料」という。）であって、施行日から平成31年10月31日までの間にその額が確定するもの（施行日以後初めて使用料の額が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて確定する使用料の額を前回確定日（その直前の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 5 第2項及び前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

（提案理由）

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。